

**第37回 沖縄県ミニバスケットボール冬季選抜大会要項**  
**第21回 沖縄県ミニバスケットボール冬季交流大会要項**  
**第15回 沖縄タイムスワラビーカップ**

○ 趣旨 ミニバスケットボール競技を通して、児童の体力づくりと社会性の育成を図るとともにバスケットボール競技の普及発展を図る

1. 主催 沖縄県バスケットボール協会
2. 共催 沖縄タイムス社 沖縄タイムス販売店県連合会
3. 主管 沖縄県バスケットボール協会 U12 部会
4. 特別協賛 沖縄ハム総合食品株式会社
5. 協力 (株)モルテン (株)大阪フォトサービス 琉球ゴールデンキングス
5. 後援 宜野湾市教育委員会、宜野座村教育委員会
6. 期日 2022年 12月24日(土)、12月25日(日)、12月26日(月)  
※各会場での開始式はありません。試合開始は、9:00
7. 会場 宜野湾市立体育館(三日間)・他小学校体育館 計 ~~36~~会場— 24会場
8. 大会方式 (1)選抜大会は、トーナメント戦により実施する。  
(2)交流大会は、各地区申し合わせとする。

**9. 競技規則**

- (1) JBA が定める 2022 年度ミニバスケットボール競技規則による。  
ショットクロックは 24 秒/14 秒リセットで実施する。  
また、プレーヤーにおいて、10 名以上で大会エントリーしたチームが大会当日に 10 名未満しか試合に出場できない場合や、8 名または 9 名で大会エントリーしたチームが大会当日に大会エントリー数に満たない人数しか試合に出場できない場合、試合は行うが、不成立とする。
- (2) マンツーマンディフェンスの基準規則による。
- (3) ユニフォームは、2022 年 4 月 1 日時点の公益財団法人日本バスケットボール協会ユニフォーム規則による。各チームは濃色・淡色の各ユニフォームを用意し、濃淡同番号とする。その他、身につけるものは競技規則に準ずる。

**10. 参加資格**

- (1) 2022 年度において、都道府県バスケットボール協会を経て、公益財団法人日本バスケットボール協会 U12 カテゴリーに登録されたチームおよび競技者であること。(各学校から男女各 1 チームとする)
- (2) 選手の年齢は、2022 年 4 月 1 日時点で 12 歳未満の者
- (3) ベンチで指揮を執るコーチは、JBA 公認 E 級または E-1 級コーチ以上を保有していること。
- (4) チーム責任者は、チームを代表して対外的な窓口となり、参加にかかる手

続き等ができること。また、チームに帯同し、チームの最終責任者として活動できる者であること。

## 11. チーム構成

- (1) 1チームにつき、コーチ1名、アシスタントコーチ1名を必ず置き、マネージャー1名、チーム責任者1名、選手10名以上15名以内の合計19名以内。ただし、選手登録が8名または9名のチームは、登録人数による構成を可とする。
- (2) 選手は保護者の同意を得て参加すること。コーチはチームの指導監督にあたるが、選手の保護者が同伴することが望ましい。
- (3) スポーツ安全保険等は、各チームで必ず加入しておくこと。
- (4) 参加者の大会期間中の疾病及び傷害については、応急処置のみ行うが、その後の責任は負わない。

12. 表彰 優勝チームに優勝旗、優勝杯、賞状、盾、メダルを授与する。  
準優勝、3位、4位のチームに賞状、盾、メダルを授与する。  
ベスト8のチームに賞状、盾を授与する。

## 13. エントリー変更

- (1) エントリー変更は、各会場大会運営責任者へ、第1試合の30分前までに申し出なければならない。
- (2) エントリー変更において、選手の変更があってもユニフォーム番号のみの変更はできない。

## 14. 参加上の注意及びその他

### (1) 各チーム

- 帯同審判員と帯同コミッショナーを必ず各1人ずつ出してください。
- 公認審判員：E級以上とする。
- 帯同審判員と帯同コミッショナーのいないチームは参加できません。

### (2) 本大会優勝チームを全国大会へ派遣推薦

(但し、今年度九州大会(長崎大会)参加を兼ねることはできない。)

※コーチライセンスD級以上を有するものとする。

### (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

- JBAの「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のガイドライン」を参考に大会運営を行う。
- 沖縄県バスケットボール協会U12部会新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した大会運営ガイドラインに準じて行う。
- ※大会に参加するチーム関係者(保護者含む)は、2週間前から健康チェックを行い  
チェックシートを会場の運営責任者へ当日、提示する。

### (4) 各市町村の部活動の対処方針に準ずる。